

仙台市発注工事について、 前金払の特例措置を廃止します

令和6年2月
仙台市契約課

地方自治法施行令及び同法施行規則の改正に対応し、
東日本大震災に伴う特例措置を廃止します。

〈工事請負の前金払割合〉

◎前金払の割合が請負金額の「10分の4.5以内」から「10分の4以内」
となります。

〈土木・建築設計、工事監理、測量業務委託等の前金払割合〉

◎前金払の割合が請負金額の「10分の3.5以内」から「10分の3以内」
となります。

〈実施時期〉

◎今回の措置は令和6年4月1日以降の契約分から実施します。

【お問い合わせ先】

財政局契約課工事契約係 電話 022-214-8125